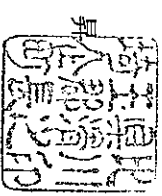


農地中間管理事業に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 21 日

滑川町長 吉 田



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
表・平・水房地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 27 年 12 月 18 日

3. 当該区域における今後の地域を中心とする経営体（担い手）の状況  
経営体数
- |      |        |
|------|--------|
| 法人   | 1 経営体  |
| 個人   | 19 経営体 |
| 集落営農 | 0 経営体  |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約化する。